

【アメリカ】若年時不法入国者救済措置 DACA 最終規則の制定

2012年6月15日、不法入国した若者の救済を図る法案が連邦議会を通過しない状況を受け、オバマ（Barack Obama）大統領（当時）は「若年時入国者のための猶予措置（DACA）」導入を発表した。同日発出された国土安全保障長官覚書に基づき DACA は実施されてきた。同措置は、若年時米国に不法入国し、滞在歴、犯罪歴、年齢等に関する条件を満たす者に、訴追裁量により、国外退去の猶予（2年間、更新可能）を与え、就労も可能とする。2021年7月16日、連邦地方裁判所（テキサス南部地区）（以下「地裁」）は DACA を違法とし、ただし、既に DACA の適用を受けている者の更新は裁判が続く間認められた。

2022年8月24日、DACA を維持し、強固にするため、DACA 最終規則が公表された（同30日官報公示）。同規則施行（10月31日予定）により2012年の覚書は廃止となる。最終規則は同覚書の内容を基本的に維持している。具体的には、DACA は法執行の裁量であること、措置は一次的な猶予であり、米国滞在の権利・資格の付与ではないことを確認する（8 CFR 236.21(c)）。また、DACA 申請者は、①16歳未満時に入国、②2007年6月15日から継続して米国に滞在、③在学中・ハイスクール卒業・名誉除隊者等である、④重罪・重大な軽罪等で有罪判決を受けていない、⑤1981年6月16日以降生まれ（2012年6月15日時点31歳未満）等の全てを満たす必要がある（8 CFR 236.22(b)）。2022年10月5日、連邦控訴裁判所（第5巡回区）は、最終規則についての審議を地裁に差し戻すとともに、引き続き、DACA 既適用者の更新のみを認められた。

海外立法情報調査室・ローラー ミカ

・ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-08-30/pdf/2022-18401.pdf>**【アメリカ】CO₂ 排出規制と連邦環境保護庁の権限に関する最高裁判決**

オバマ（Barack Obama）政権下の環境保護庁は、2015年、大気浄化法第111条(d)の下で、既設火力発電所からのCO₂排出規制に係るガイドライン（Clean Power Plan. 以下「CPP」）を策定した。州ごとの排出規制目標は、「最良の排出削減システム（BSER）」を適用して算出される（同条）。同庁は、CPPにおけるBSERとは、①石炭火力の効率化、②石炭火力から天然ガス火力への転換、③再生可能エネルギーへの転換の3要素の組合せであるとした。

2022年6月30日、連邦最高裁判所は、CO₂低排出電源への転換に及ぶようなBSERは、第111条(d)に基づく環境保護庁の権限を逸脱していると判示した（West Virginia v. EPA, 142 S. Ct. 2587）。判決は、経済的・政治的重要性を有する場合等の行政機関の規制権限については、連邦議会の明確な授権が必要であるとする（重要問題法理（major questions doctrine））。そして、本件は重要問題に当たり、エネルギー市場を再編するような新たな権限を環境保護庁に付与するものであること、第111条(d)は大気浄化法下の他の規制手段の補完的位置付けに過ぎないこと、同条は従来特定排出源の規制に適用されるもので、電源の転換は法改正にも等しいこと、この分野に専門性がない環境保護庁に連邦議会が国家政策の考量を委ねた可能性は低く、また、同議会がCPP類似の意図を持つ法案を否決していることなどを指摘し、上記結論を導いた。全米規模の石炭火力からの転換をもたらすようなCO₂排出規制は思慮深い策かもしれないが、この重大決定を成し得るのは連邦議会又は同議会から明確に授権された機関であると述べて判決は結ばれている。

海外立法情報調査室・ローラー ミカ

・ https://www.supremecourt.gov/opinions/21pdf/20-1530_n758.pdf

【アメリカ】2022年海上運送改革法の制定

2022年6月16日、「2022年海上運送改革法（Ocean Shipping Reform Act of 2022）」が大統領審署を受けて制定・施行された（P.L.117-146, 全26か条）。この法律は、海上運送業者等に対する連邦海事委員会（Federal Maritime Commission: FMC）の権限を強化することで、コロナ禍等による混乱を背景とした米国の海上運送（輸出貨物の滞留など）の問題解決を図ろうとするものである。

具体的には、海上運送業者、海上ターミナルオペレーター、海上運送仲介業者が、荷主等に対し他の業者を利用しようとしたこと、又はFMCに対し苦情申立てを行ったことを理由に、報復として貨物スペースの利用を拒否すること、その他不公正な差別行為を行うことを禁止している（第5条）。またFMCは、コンテナの期限超過保管料・返却延滞料など料金に関する苦情を迅速に調査しなければならない、不当な料金の請求があった場合には、海上運送業者等に対し、返金や罰金を命じなければならない（第10条）。

その他、苦情や調査要求等の提出をFMCのウェブサイト上で可能にすること、FMCの紛争解決サービス機関が調停等準司法的手続を提供すること、FMCの調査要員の増強（第17条）等の規定が置かれている。

海外立法情報調査室・伊藤 信博

・ <https://www.congress.gov/117/plaws/publ146/PLAW-117publ146.pdf>

【アメリカ】小売店にジェンダーに中立な玩具売場の設置を義務付けるカリフォルニア州法

2021年10月9日、カリフォルニア州で、小売店にジェンダー（社会的性差）に中立な玩具売場の設置を義務付ける法律が、全米で初めて制定された（Chapter 750 of 2022 Laws, AB1084.）。同法は、民事法典（Civil Code）に次の2条を追加する。

①州議会の見解（§ 55.7）： a) 伝統的に女兒又は男児のいずれかのために販売されてきた同様の商品が、区分されていない売場に近接して展示されれば、消費者はそれらの根拠のない差異を容易に認識できるようになる。b) 女兒又は男児の商品のそれぞれの売場を維持することは、一方のジェンダーによる当該商品の利用が不適切であると誤って示唆する。

②法律の対象等（§ 55.8）： a) 対象：カリフォルニア州に物理的に位置し、州全体で総計500名以上の従業員を擁する、保育商品又は玩具を販売する小売店を対象とする。b) 内容：小売店は、保育商品又は玩具について、その裁量により命名できるジェンダー中立な売場を設置する。c) 民事罰：2024年1月1日以降、この条を遵守しない小売店は、最初の違反につき250ドル（約33,750円）以下、2度目以降の違反につき500ドル（約67,500円）以下の民事罰を負う。d) 定義：「保育商品」とは、子供の睡眠、リラックス、食事等を促し、子供の指しゃぶり等を助けるよう設計され、又は目的とされる商品をいう。「子供」とは、12歳以下の者をいう。「玩具」とは、子供が遊びに利用するよう設計され、又は目的とされる商品をいう。

海外立法情報課・中川 かおり

・ https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billPdf.xhtml?bill_id=202120220AB1084&version=20210AB108492CHP

【EU】ロシアとのビザ発給円滑化協定を全面停止

2022年9月9日、EU・ロシア間のビザ発給円滑化協定を全面停止する理事会決定（Council Decision (EU) 2022/1500. 全4か条）が制定され、同日施行された。EU・ロシア間のビザ発給円滑化協定（以下「協定」）は、EU市民及びロシア国民による双方への90日以内の滞在を目的とするビザの申請について、手数料を35ユーロ（1ユーロは約136.35円）とする、手続期間を10日間とする、申請書類の簡略化を行うなどを規定して、ビザ取得を容易にする協定である。2022年2月24日のロシアのウクライナ侵攻を受け、翌25日に協定を一部停止する理事会決定（Council Decision (EU) 2022/333）が採択され、申請書類の簡略化に関する協定の規定を、政府関係者等に適用することを停止する等したが、さらなる制裁措置として、今回の理事会決定が採択された。これによって協定を一部停止する理事会決定は廃止され、協定は全面停止されることとなった。今後、ロシア国民には、他の第三国国民と同様にビザ・コード規則（Regulation (EC) No 810/2009）が適用される。具体的には、①申請料金を35ユーロから80ユーロに増額、②手続期間を10日間から15日間に延長、③申請書類の簡略化措置が廃止されるなどして、ロシア国民へのこれまでの優遇措置は撤廃された。

海外立法情報課・田村 祐子

- <http://data.europa.eu/eli/dec/2022/1500/oj>
- http://data.europa.eu/eli/agree_internation/2007/340/oj

【EU】ウクライナからの避難民への支援物資の関税・付加価値税の免除

災害等の被災者支援に関して、関税減免措置に関する理事会規則（Council Regulation (EC) No 1186/2009）第76条及び特定の商品の輸入にかかる付加価値税の免税に関する理事会指令（Council Directive 2009/132/EC）第53条は、加盟国からの要請を受けて、関税免除及び付加価値税免除を可能とする決定を採択する権限を欧州委員会に与えている。2022年2月24日のロシアによるウクライナ侵攻により、同国からEU加盟諸国へ避難民が流入したことから、同年3月18日から23日にかけてウクライナと国境を接するハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロバキアを始め計18か国が避難民への支援物資にかかる関税免除及び付加価値税免除を要請した。これを受けて欧州委員会は、同年7月1日、欧州委員会決定（Commission Decision (EU) 2022/1108. 全4か条）を採択し、同月5日に施行した。同決定は、要請を行った18か国を対象として、同年2月24日に遡って適用が開始され、同年12月31日まで適用される。主な規定は次のとおりである。ウクライナからの避難民のために、加盟国の公的機関又は加盟国当局の承認を受けた慈善団体が輸入した物品（食糧、毛布、テント、発電機、その他の救命用品や設備等）について、関税及び付加価値税を免除するものとする（第1条）。加盟国は、欧州委員会に対して、物品の種類と数量を毎月報告するものとし、2023年3月31日までに、①承認した慈善団体のリスト、②物品の種類と数量、③物品の貸与・譲渡・目的外使用等にかかる届出手続等についてまとめた報告書を提出しなければならない（第2条）。

海外立法情報課・田村 祐子

- <http://data.europa.eu/eli/dec/2022/1108/oj>

【イギリス】婚姻等の最低年齢を 18 歳に引き上げる法律の制定

イングランド及びウェールズにおける婚姻及びシビル・パートナーシップ（以下「婚姻等」）の適齢は男女ともに 16 歳で、18 歳未満の者の婚姻等には親の同意が必要とされてきた。一方、2015 年に採択された国連の持続可能な開発目標（SDGs）では、2030 年までに児童婚等の慣習を撤廃することを全ての国に求めている。また、2016 年、国連子どもの権利委員会は、婚姻等の適齢を 18 歳に引き上げるよう英国に勧告した。

2022 年 4 月 28 日、イングランド及びウェールズにおける婚姻等の適齢を 18 歳に改める 2022 年婚姻及びシビル・パートナーシップ（最低年齢）法（Marriage and Civil Partnership (Minimum Age) Act 2022 c.28）が制定された。同法は、全 9 か条及び附則から成る。施行は主務大臣が規則で指定する日とされ、政府は、2023 年 2 月 27 日に施行予定であることを発表している。

同法第 1 条及び第 3 条は、それぞれ、1949 年婚姻法（Marriage Act 1949 c.76）及び 2004 年シビル・パートナーシップ法（Civil Partnership Act 2004 c.33）を改正し、婚姻等の適齢を 16 歳から 18 歳に改め、18 歳未満の婚姻等に関する親等の同意要件を定める規定を削除する。第 2 条は、2014 年反社会的行動、犯罪及び警察法（Anti-social Behaviour, Crime and Policing Act 2014 c.12）を改正し、ある者が、18 歳の誕生日前の児童に婚姻をさせることを目的とした行為を行った場合、犯罪となると規定する。

海外立法情報調査室・上綱 秀治

・ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/28/contents>

【フランス】公務員一般法典の施行

2022年3月1日、公務員一般法典（Code général de la fonction publique）が施行された。これは、公務員（国家公務員、地方公務員、医療公務員の3種類）について、1983年7月13日の法律第83-634号を始めとする既存の複数の法令に分散する規定を一つの法典として再編することで、公務員の権利に関する規定を統合・整理し、より分かりやすくするものである。本法典の法律の部は、適用範囲及び定義を定める序節及び全8編から成る。

第1編は権利及び自由、義務、差別又はハラスメントからの保護、職業上の男女平等（*égalité professionnelle entre les femmes et les hommes*）について定める。第2編は組合及び団結権の行使、待遇改善のための交渉及び集団協定（*accord collectif*）について定める。第3編は採用及びその手続、障害者雇用について定める。第4編は職団（*corps*、同一の身分規程に服し、同一の等級（*grade*）へ昇進する資格を有する官吏の総体）、テレワーク及び管理組織について定める。第5編は地位（*position*）及び移動（*mobilité*、異動、転勤、出向等）、能力評価、昇進・昇格、懲戒処分、失職及び職務停止について定める。第6編は労働時間及び休暇について定める。第7編は給与及び手当について定める。第8編は労働安全衛生に関する保護、病気、事故又は廃疾（*invalidité*、労働災害被害者の永続的労働不能）について定める。なお、2022年2月25日のデクレ（政令）第2022-250号が本法典の適用細則を定める。

海外立法情報課・奈良 詩織

- https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000044416551
- <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000045243916>

【フランス】ペアレンタルコントロール機能を強化するための法律

フランスでは、子供のインターネット利用が拡大し、低年齢化しているとされる。情報処理及び自由に関する国家委員会（*Commission nationale de l'informatique et des libertés*）の調査では、10～14歳の子供の82%、15～17歳の子供の95%が定期的にインターネットを利用すると回答した。また、子供が初めてインターネットを利用した年齢について、15～17歳の子を持つ親の多くは13歳頃と回答したのに対し、8～9歳の子を持つ親の多くは7歳頃と回答した。しかし、子供のインターネット利用を管理する手段を講じていると回答したのは、8～17歳の子を持つ親の46%のみであった。そこで、2022年3月2日、オンライン上の有害コンテンツから子供をより保護するために「インターネットへのアクセス手段に対するペアレンタルコントロールを強化するための法律第2022-300号」（全4か条）が制定された。本法律第4条及び2022年9月2日のデクレ（政令）第2022-1212号第1条に従い、本法律は同年9月5日に施行された。

本法律第1条は、フランス国内で販売されるインターネット接続機器（パソコン、スマホ等）への簡単で平易なペアレンタルコントロール機能の実装を義務付ける。これらの機器の利用者は、使用開始時に同機能の利用を推奨される。同機能の利用時に収集される未成年者（18歳未満）の個人情報の商業目的で利用してはならない。これらの機器のメーカーは自社製品の基本ソフトへの同機能の実装を、中古機器の輸入・販売業者はメーカーが同機能の実装を保証する製品であることを確認しなければならない。第2条は全国周波数庁（*Agence nationale des fréquences*）による上記の義務の監督、第3条はプロバイダが提供する同機能について定める。第1条及び第3条に関して、今後、デクレにより同機能の最低基準を定める。

海外立法情報課・奈良 詩織

- <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000045287677>
- <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000046254262>

【ドイツ】選挙法改革委員会の中間報告

ドイツ連邦議会は、選挙制度として小選挙区比例代表併用制を採用し、小選挙区での勝者に議席を保障しつつも、比例代表制に基づく全国的な議席の比例配分の原則を維持している。小選挙区における各党の当選者数と比例配分に基づく各党の議席数に差が生じた場合、議員数の増加により、この2つの原則を両立させていた。しかし、2021年の選挙では、この調整の結果として、本来の定数（598人）をはるかに上回る736人の議員が選出されることとなった。

こうした連邦議会の肥大化を防ぐ方策を検討することを中心的な任務として、2022年3月に、「選挙法改革及び議会活動の現代化のための委員会」（以下「委員会」）が連邦議会に設置された（本誌No.292-2, 2022.8, p.37参照）。同年8月30日、委員会は、賛成16票、反対1票で中間報告を可決した（5人の委員が棄権）。

本来の定数598人に議員数を固定する方策として、委員会の多数意見（与党）は、比例代表の票を優先し、小選挙区で勝利した場合であっても、比例代表に基づいて割り当てられた議席数を超えた場合には、議席を割り当てないという案を勧告した。この場合、比例代表に基づいて議席が付与されたものの、小選挙区で当選者を得ていない政党の当選者をどのように決定するかという問題がある。これについて、多数意見は、①比例代表に基づく議席配分がないために当選できなかった候補者に投票した有権者の第2位の選好（Präferenz）を補助票（Ersatzstimme）として、他の有権者の第1位の選好の票に合算し、これらの票の合計が最大の候補者であって、かつ、比例代表に基づき議席が配分される政党の候補者を当選者とする方法、②比例代表に基づく議席配分が行われる政党の候補者のうち、当該選挙区で最も多く得票した者を当選者とする方法、③有権者は各候補者に対し、当選に同意するか同意しないかを投票し、比例代表に基づいて議席が配分される政党の候補者のうち、最も多くの同意票を得た者を当選者とする方法、④有権者は各候補者について選好の順位を指定し、第1選好が最も少なかった候補者から排除し、排除された候補者を第1選好とした有権者の票を当該有権者の第2選好の候補者に移譲し、この方法を繰り返して最後に残った候補者（ただし、比例代表に基づいて議席が配分される政党に所属していなければならない。）を当選者とする方法という4つの選択肢を示した。

中間報告には、4つの少数意見も付記された。このうち、キリスト教民主／社会同盟の委員による少数意見は、小選挙区で勝利したにもかかわらず議席を配分しないことは、民主主義の多数決原理に反し、基本法（憲法）違反の可能性もあるとし、多数意見を批判した。この少数意見は、比例代表制と小選挙区制をリンクさせず、それぞれについて定数を定める選挙制度を支持した。

その他の選挙制度改革の論点に関する主な内容は次のとおりである。16歳への選挙権年齢の引下げについて、多数意見は賛成したが、キリスト教民主／社会同盟及びドイツのための選択肢の委員の少数意見は、反対を表明した。女性議員を増加させるための方策については引き続き議論を続けることとされた。

海外立法情報課・山岡 規雄

- <https://www.bundestag.de/presse/hib/kurzmeldungen-908068>
- <https://dserver.bundestag.de/btd/20/032/2003250.pdf>

【ドイツ】一般平等待遇法の改正

ドイツでは、平等待遇に関する欧州連合の指令を実施するために、2006年に一般平等待遇法が制定された（本誌 No.230, 2006.11, pp.91-123 参照）。同法は、人種・民族・性別・宗教・障害・年齢・性自認等に基づく不利益待遇を受けた人々を保護する機関として、連邦反差別局（Antidiskriminierungsstelle des Bundes）を設置し（第 25 条）、その長は、連邦家族高齢者女性青年省が任命すると規定していた（第 26 条）。

しかし、2018年に退任が予定されていた長の後任の任命に際し、複数の候補者から長のポストへの応募手続の不備等を理由とした訴訟が起こされた。しかも、これらの訴訟における裁判所の判断が分かれたため、4年にわたり長が不在となる事態が生じた。

こうした手続上の問題を解消するため、2022年5月、連邦反差別局の長の選任方法を改める一般平等待遇法の改正が行われた。改正された同法第 25 条は、連邦反差別局は反差別独立連邦受託官（Unabhängige Bundesbeauftragte für Antidiskriminierung）によって指揮されると規定し、第 26 条は、反差別独立連邦受託官は連邦議会によって選挙されると規定した。

この規定に基づき、2022年7月7日、連邦議会は、反差別独立連邦受託官として、ジャーナリストとして活動していたフェルダ・アタマン（Ferda Ataman）氏を選任した。

海外立法情報課・山岡 規雄

- <https://dserver.bundestag.de/btd/20/013/2001332.pdf>
- <https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2022/kw27-de-wahl-bundesbeauftragte-antidiskriminierung-900522>

【スウェーデン】テロ対策法の改正

2022年5月31日、スウェーデン国会は、一連のテロ対策関連の改正法案を可決し、7月1日から改正法が施行された。

改正の主な内容は、次のとおりである。①テロ犯罪となる行為を列挙していた従来の規定を改め、テロの目的をもって、国又は国際機関に損害を与えるおそれがある行為を行った場合であれば、スウェーデン法上の犯罪行為又は犯罪を意図した可罰的な行為に該当するものが全てテロ犯罪となり得ると規定し、テロ犯罪の定義を拡大させた。②「住民又は住民集団」に恐怖感をもたらす行為というテロの目的に関する定義を、「住民又は住民の一部」に改めた。これにより、難民申請者、性的マイノリティの人々等を含むことが明確化された。③処罰規定を簡素化し、補完した。④多くの犯罪について処罰規定を強化した。⑤被疑者の国籍、犯罪が行われた場所を問わずスウェーデンの裁判所の管轄が及ぶとした。⑥重大なテロ犯罪を消滅時効の例外とした。

なお、スウェーデンの北大西洋条約機構（NATO）への加盟申請に当たり、同国がクルド系のテロ組織を支援しているとして、トルコが難色を示し、2022年5月31日には、トルコのチャヴシュオール（Mevlüt Çavuşoğlu）外相が、スウェーデンに対しテロ関連の法改正を求める趣旨の発言を行った。NATO 首脳会議の開催前日の2022年6月27日、スウェーデンのアンデション（Magdalena Andersson）首相（当時）は、7月に施行される対テロ対策法により取締りの対象が拡大され、刑罰も強化され、これに加えテロ組織への参加を犯罪化する憲法改正も予定されており、「テロリズムに対する戦いにおいて、スウェーデンが、確固として、同様な考えを持つ国々の側に立つことは疑いない」と述べた。今回の法改正は、2017年から準備されていたものであるが、アンデション首相の発言は、スウェーデン政府の認識として、トルコ側の懸念に対する回答の意味も有することを示したものと解することができる。

海外立法情報課・山岡 規雄

- ・ <https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/proposition/2022/03/prop.-202122133/>
- ・ <https://www.svenskforfattningssamling.eu/sites/default/files/sfs/2022-06/SFS2022-666.pdf>

【ハンガリー】欧州連合の基本条約の改正を要請する国会決議

2022年7月19日、ハンガリー国会は、欧州連合の基本条約の改正を求める決議を採択した。決議は、欧州の将来像に関する市民の意見を広く聴取する目的で2021年から2022年にかけて欧州連合で開催された「欧州の未来に関する会議」においてハンガリー国民の意見があまり反映されなかったことに対し遺憾の意を表明した上で、現在の欧州連合の条約の枠組みは危機対応能力に欠けているとして、12項目にわたる改正を提案した。

その主な内容は、次のとおりである。①欧州連合条約第1条第2項が掲げる「一層緊密な連合 (ever closer union)」という目標を削除する（統合は手段であり、目標ではないという理由）。②欧州のルーツがキリスト教とその文化にあることを確認し、この原理を条約に反映させる。③全ての国民に対し、自らの国における共存相手を決定する権利を保障する（移民割当等に対する反対の意思の表れであると考えられる）。④欧州議会議員は、加盟国の議会の代表とする（欧州議会議員の直接選挙の廃止）。⑤各国議会に自らが望まない欧州連合の立法を阻止する権限を付与し、各国政府・議会にも欧州連合の立法の提案権を付与する。

これらの要請事項は、オルバーン（Orbán Viktor）首相を通じて、欧州連合の首脳に提示される予定であるとされる。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://magyarkozlony.hu/dokumentumok/70c639eb009ccf3f21f1d4e5bedd4bd57b1d54f0/megtekintes>

【ロシア】 国外でのロシアの文化政策概念の制定

2022年9月5日、大統領令第611号「国外でのロシアの文化政策（гуманитарная политика）概念の承認に関する命令」が発出（同日施行）された。同命令により承認された「国外でのロシアの文化政策概念」は、国外でのロシアの文化政策の目標、課題、原則、基本方針を定めたもので、6つの章に分かれている。同概念は、政策の基本方針として「国外でのロシアの公正な理解の形成、伝統的なロシアの精神的・道徳的価値の推進」、「国外での国際交流言語としてのロシア語の支援及び推進」、「国外でのロシア文化の推進」、「国外でのロシアの科学及び教育の推進」、「体育及びスポーツ分野での国際協力」、「観光分野での国際協力」、「国際的な青年協力」、「国外に居住する同胞への支援供与」、「歴史的・文化的遺産の保護」、「国際舞台での公正なロシア理解の形成のためのマスメディア及び現代技術手段の利用」を掲げている（第3章）。また、文化協力の優先課題として、独立国家共同体（CIS）諸国や、ロシアが一方向的に独立国家として承認したアブハジアと南オセチア（以上、ジョージアの一地域）、ドネツク人民共和国とルガンスク人民共和国（以上、ウクライナの一地域）を含む旧ソ連地域との連携を掲げている（第4章）。

海外立法情報課・鎌倉 遊馬

・ <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202209050019>**【ロシア】「母親英雄」称号の導入**

2022年8月15日、大統領令第558号「ロシア連邦の国家勲章制度の一部の改善についての問題に関する大統領令」が制定（同日施行）され、「母親英雄」称号が導入された。同名の栄典はソ連時代にも存在した。モスクワ多子家庭協会から人口増加のための施策として提案されたことを受けて、今回新たな栄典として制定されたものである。「母親英雄」が授与される母親は、ロシア連邦市民で、家族に対する社会的責任を果たし、健康、教育及び身体的、精神的、道徳的発達の点で適切な養育を行っている、10人以上の子供を産み育てた者である（第1条、付属文書「母親英雄の地位について」（以下「地位関連文書」）第1項）。栄典は、10人目の子供が1歳になり、かつ他の子供が存命の場合に授与されるが、他の子供が祖国防衛等のために死亡している場合であっても授与の対象となる（地位関連文書第2項及び第3項）。授与の際は連邦政府から100万ルーブル（約221万円）の報奨金が与えられる（第3条）。なお類似の栄典として、7人以上の子供の両親に授与される「親権者栄誉」勲章や、4人以上の子供の両親に授与される「親権者栄誉」褒章が既に存在する。

海外立法情報課・鎌倉 遊馬

・ <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202208150021>

【韓国】心臓・脳血管医療の地域格差の是正等に関する法改正

2022年6月10日、「心脳血管疾患の予防及び管理に関する法律」の一部改正法（法律第18897号）が公布された。2023年6月11日に施行される。この改正は、死亡原因の中での心疾患・脳血管疾患の割合の高さ、同疾患の死亡率の地域格差等を背景としている。

改正前の規定では、保健福祉部（部は日本の省に相当）長官が、「心脳血管疾患センター」を指定することができるとする規定（従前の第9条）があった。この「心脳血管疾患センター」は、心臓・脳血管疾患患者の診療及びリハビリ、同疾患関連の調査研究等の事業を行うものとされ、現在、同法の規定に基づいて、全国の各広域市、道、特別自治道に「圏域心脳血管疾患センター」計14か所が指定、運営されている。これに関して、改正法では、重症の救急心臓・脳血管疾患患者を中心とした診療及び早期リハビリ、圏域又は地域内の同疾患関連の調査研究等の事業を行うため、「圏域心脳血管疾患センター」及び「地域心脳血管疾患センター」を、保健福祉部長官が指定することができるとした（従前の第9条を第13条に移動して内容を改正）。地域心脳血管疾患センターは、全国を人口規模、移動時間等を考慮して分けた地域（全国に70地域）を単位として、2025年までに70か所整備することが目標とされている。また、保健福祉部長官は、圏域心脳血管疾患センター及び地域心脳血管疾患センターの運営に必要な技術支援等の業務を行うため、「中央心脳血管疾患センター」を指定することができる（第12条）。

海外立法情報課・中村 穂佳

・ <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=242989#0000>

【中国】独占禁止法の改正

大手プラットフォームが消費者のデータを悪用して行う独占的行為等への対処を主眼として、2008年制定の独占禁止法（全8章57か条）の改正作業が2021年から進められ、2022年6月24日、同法を一部改正する決定（中華人民共和国主席令第116号）が公布された（同年8月1日施行）。

改正後の独占禁止法は全8章70か条から成る。国は、市場化・法治化の原則を堅持し（第4条）、公正な競争審査制度を構築整備する（第5条）。競争を排除し、又は阻害する協定等を独占協定と規定する（第16条）。事業者が取引相手との間で価格固定等の独占協定を結ぶことは禁止されるが、協定に独占効果が無いと証明できる等の場合は、禁止されない（第18条）。支配的地位を占める事業者は、データ等を使った地位濫用行為をしてはならない（第22条）。事業の合併・買収（事業者集中）を申請する事業者が、規定に従い資料を提出しない等の場合、国务院の独占禁止法執行機構（市場监督管理局）は、その審査を停止することができる（第32条）。同機構は、民生等の重要領域に関わる事業者集中に対する審査を強化する（第37条）。事業者が独占協定を締結し、実行した場合、課徴金が科されるが、独占協定を締結しただけの場合でも、300万元（1人民元は約20円）以下の課徴金を科すことができる。また、独占協定を締結した事業者の中の責任者等は、独占協定の締結に責任を有する者に対し、100万元以下の課徴金を科すことができる（第56条）。本法の規定に違反し、重大な結果が生じた場合には、独占禁止法執行機構は、本法の規定する金額の2倍以上5倍以下の範囲で課徴額を定めることができる（第63条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE4MjM0Y2NiNTAxODI5ZjQ2YzZhYzJhNWE%3D>

【台湾】行政院国家科学・技術委員会の発足

台湾の行政院において科学技術を主管する機関は、2014年にそれまでの国家科学委員会（委員会は、複数の省庁の所管に関わる事務を扱う。）から科学技術部（部は日本の省に相当）へと改組された。しかし、近年、国家戦略における科学技術の重要性が高まり、科学技術の発展のため分野を横断した連携が重視されるようになり、省庁間の連携調整機能を持つ組織の必要性が認識された。そこで、科学技術部を国家科学・技術委員会に改組することが決定された。

2022年1月19日、行政院組織法が改正され、行政院の部から科学技術部を削除してデジタル発展部（本誌 pp.20-21 参照）が加えられ（第3条）、行政院の委員会として国家科学・技術委員会が加えられた（第4条）。また、中央行政機関組織基準法も改正され（共に同年7月27日施行）、行政院が置くことのできる委員会の総数が8から9に変更された（第31条）。

同日、科学技術部組織法が改正され、国家科学・技術委員会組織法（総統華総一義字第11100003431号）として新たに公布された（同年7月27日施行）。同法は全10か条から成る。本委員会は、基本的に旧科学技術部の管轄事項を継承するが、国の科学発展及び技術研究等の政策の計画、調整、審議、資源分配等を目的とし（第1条）、中央機関の長や専門家等を委員に選任すること（第3条）等が新たに規定された。施行日から、旧科学技術部の呉致忠部長が政務委員（無任所大臣に相当）として、国家科学・技術委員会の長である主任委員を兼任した。

また、同委員会が監督する行政法人の国家災害防止・救助科学技術センターの設置条例（総統華総一義字第11100003391号）も同時に改正・施行された。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=H0000139>

【オーストラリア】閣僚行動規範の公表

2022年7月8日、アルバニージー（Anthony Albanese）内閣（労働党）が、「閣僚行動規範（Code of Conduct for Ministers）」（以下「新規範」）を公表した。閣僚規範については、モリソン（Scott Morrison）前内閣（保守連合）が総選挙（同年5月21日）前の4月8日に「Statement of Ministerial Standards」を更新したばかりだった（以下「旧規範」）。

新規範は、旧規範を見直し、文言の修正や項目の分割・統合等を行い整理したものだが、旧規範との大きな違いは、「ブラインド・トラスト（Blind Trust）」を禁止したことである。ブラインド・トラストでは、委託した資産の運用・管理が信託会社等（受託者）に全て委ねられ、資産の委託者は、資産の投資先等の決定に一切関与することができない。旧規範（第2.14項）では、閣僚が職務権限に絡む利益相反（conflict of interest）を回避するための手段として、持ち株の売却のほか、ブラインド・トラストの利用が挙げられていた。

2021年、現職閣僚が過去の未成年者へのレイプ疑惑を報じた報道機関を名誉棄損で提訴し、その訴訟費用の一部約100万豪ドル（約9400万円）を、第三者が委託者（資金提供者）となるブラインド・トラストから得ていたことが判明した。当該閣僚は、自身が個々の資金提供者の情報にアクセスすることができず、そのため利益相反に当たるか国民が判断するための情報を提供できないことで非難を浴び、閣僚を辞任した。アルバニージー内閣は、閣僚に透明性の確保を求め、ブラインド・トラストを完全に禁止した。

その他、新規範は、旧規範の「雇用者としての責任」の章を「6 安全で尊重される職場」に変更し、大臣に対して、安全で職員が尊重される職場を維持することなど、最高の職場基準を示し、それを遵守する義務を課す項目を新たに加えた（第6.1項）。また、内閣として安全な職場環境を重視する姿勢を示すために2018年に導入された、大臣や副大臣が部下である職員と性的関係を持つことを禁止する規定は、新規範でも維持された（第6.7項）。

海外立法情報課・内海 和美

・ <https://www.pmc.gov.au/sites/default/files/publications/code-of-conduct-for-ministers.pdf>

【シンガポール】ハイジャックにおける航空機・国際空港防護に係る法改正

2001年9月11日にアメリカで発生した同時多発テロ事件から20年以上が経過した現在においても、民間航空機に対するハイジャックの脅威は、依然として存在している。シンガポールでは、同様の事件を抑止するために、国際民間航空についての不法な行為の防止に関する条約（北京条約）及び航空機の不法な奪取の防止に関する条約の追加議定書（北京議定書）の批准に向けて、1978年に制定された国内法を改正する航空機ハイジャック及び航空機・国際空港防護（改正）法（Hijacking of Aircraft and Protection of Aircraft and International Airports (Amendment) Act: No.10 of 2022）が、2022年2月25日、制定された（2022年8月26日公布、同年9月1日施行、全12か条）。

改正法は、北京条約、北京議定書に準拠して、①死亡、重大な身体傷害等を引き起こすような運航中の航空機の使用、②航空機からの核兵器及び生物化学兵器の放出・投下、③航空機に対する、又は航空機内での核兵器及び生物化学兵器（爆発物等）の使用、④航空機による核兵器、生物化学兵器等の輸送又は輸送の斡旋（あっせん）をハイジャック犯罪として取り締まる。これらの犯罪は、シンガポール国内外で行われたかどうか、犯罪を行った者の国籍、航空機の登録国を問わず、適用される。ただし、軍事、税関又は警察の業務に使用される航空機に対して行われたハイジャック犯罪に関しては、(a)その犯罪がシンガポール国内又はシンガポール領空で行われた場合、(b)その犯罪がシンガポール国外で行われ、行為者がシンガポール市民（国民及び永住権取得者）である場合、(c)航空機がシンガポールの軍事、税関又は警察の業務に使用されている場合を除き、適用されない。

また、ハイジャック犯罪に対する罰則が強化された。(1)ハイジャック犯罪を行った自然人は終身刑、法人の場合、100万シンガポールドル（1シンガポールドルは約97.5円、以下「ドル」）の罰金に処される。(2)ハイジャック犯罪を実行すると脅迫した自然人は、50万ドル以下の罰金若しくは10年以下の禁錮刑又はこれらの併科に処される。法人の場合、100万ドル以下の罰金に処される。(3)ハイジャック犯罪のほう助を行った自然人は、50万ドル以下の罰金若しくは7年以下の禁錮刑又はこれらの併科に処される。法人の場合、100万ドル以下の罰金に処される。

海外立法情報課・日野 智豪

・ <https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/10-2022/Published/20220826?DocDate=20220826>